様式第二十三(第五十八条第五項関係)

形質変更時要届出区域台帳

前橋市

整理番号	整-R7-2	指定年月日・指定番号	令和7年10月16日 指-21号	所在地	当初指定：前橋市上佐鳥町４６０番１、５２０番２、９６９番４の各一部 一部解除後：前橋市上佐鳥町４６０番１、５２０番２の各一部

調製・訂正年月日	令和7年10月16日　調製／令和8年9月3日　訂正／令和8年9月30日　訂正／令和8年10月16日　訂正		
形質変更時要届出区域の概況	事業場敷地の一部	面積	（当初指定面積）289.18㎡ （一部解除後の指定面積）121.18㎡

法第14条第３項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨	
最大形質変更深さより１メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類	
土壌汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該省略の理由	
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該汚染の除去等の措置	土壌汚染の除去（解除の理由となった汚染の除去等の措置）
第58条第５項第10号から第13号までに該当する区域にあっては、その旨	

	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類	適合しない基準項目	指定調査機関の名称
形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態	令和7年8月7日	六価クロム化合物	含有量基準・(溶出量基準)・第二溶出量基準	株式会社環境技研
	令和7年8月7日	ふっ素及びその化合物	含有量基準・(溶出量基準)・第二溶出量基準	株式会社環境技研
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	

	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法
土地の形質の変更の実施状況	令和8年7月1日	令和8年8月2日	汚染土壌の掘削除去	前橋市	(有)・無	分別等処理
	令和8年7月27日	令和8年8月30日	汚染土壌の掘削除去	前橋市	(有)・無	分別等処理
	令和8年8月26日	令和8年9月11日	汚染土壌の掘削除去	前橋市	(有)・無	分別等処理
					有・無	

備考１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
　　２「形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。